

2021年8月26日

各位

不動産投資信託証券発行者名
 東京都港区新橋一丁目18番1号
 日本リート投資法人
 代表者名 執行役員 杉田 俊夫
 (コード番号: 3296)

資産運用会社名
 双日リートアドバイザーズ株式会社
 代表者名 代表取締役社長 杉田 俊夫
 問合せ先 財務企画本部
 業務企画部長 石井 崇弘
 (TEL: 03-5501-0080)

資産の譲渡完了に関するお知らせ

日本リート投資法人（以下「本投資法人」といいます。）は、2021年6月29日付けで公表いたしました「運用資産の譲渡及び貸借の解消並びにこれに伴う信託受益権譲渡契約の解約に関するお知らせ」及び2021年7月27日付けで公表いたしました「運用資産の譲渡及び貸借の解消に関するお知らせ」に記載の通り、下記の資産の譲渡を完了いたしましたので、お知らせいたします。

記

1. 譲渡資産の概要

物件番号 (注1)	信託不動産の名称	所在地	譲渡価格 (百万円) (注2)	譲渡先
A-35	東信東池袋ビル	東京都豊島区	1,480	非開示(注3)
A-37	板橋本町ビル	東京都板橋区	3,950	非開示(注3)
A-40	イーストサイドビル	東京都台東区	1,800	非開示(注3)
A-63	エスプリ亀戸	東京都江東区	1,400	非開示(注3)
合計			8,630	-

(注1) 「物件番号」は、本投資法人の定める各用途の分類に応じて、物件毎に番号を付したものであり、Aはオフィスを表します。また、数字は用途毎に取得日順に番号を付しています。

(注2) 「譲渡価格」は、信託受益権譲渡契約書に記載された各不動産信託受益権の価格を記載しています。なお、かかる不動産信託受益権の価格には、消費税及び地方消費税並びに譲渡に要した諸費用は含まず、百万円未満を切り捨てて記載しています。

(注3) 譲渡先より名称の開示について承諾が得られていないことから非開示としておりますが、譲渡先は国内の特定目的会社及び一般事業会社であり投資信託及び投資法人に関する法律（昭和26年法律第198号。その後の改正を含みます。以下「投信法」といいます。）第201条及び投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令第480号。その後の改正を含みます。以下「投信法施行令」といいます。）第123条に規定する利害関係人等（以下「利害関係人等」といいます。）及び本資産運用会社の社内規程である「利害関係者取引規定」上の利害関係者のいずれにも該当しません。

2. その他

上記資産の譲渡の詳細等については、2021年6月29日付けで公表いたしました「運用資産の譲渡及び貸借の解消並びにこれに伴う信託受益権譲渡契約の解約に関するお知らせ」及び2021年7月27日付けで公表いたしました「運用資産の譲渡及び貸借の解消に関するお知らせ」をご参照ください。

以上

* 本投資法人のホームページアドレス：<http://www.nippon-reit.com/>